

# 特定非営利活動法人明石アクティヴスポーツ 定款

## 第1章 総則

### [名称]

第1条 この法人は、特定非営利活動法人明石アクティヴスポーツという。

### [事務所]

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県明石市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### [目的]

第3条 この法人は、明石市及び近隣地域住民に対して、総合型地域スポーツクラブの運営を中心とした活動による子どもたちの健全育成や地域コミュニティの再構築、スポーツの推進を通して、そのネットワークから豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。

### [特定非営利活動の種類]

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### [事業の種類]

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 総合型地域スポーツクラブの運営・支援を始めとする青少年育成事業
- (2) 子育て支援事業

## 第3章 会員

### [会員の種類]

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法[以下「法」という。]上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体

(3) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した学生

#### [入会]

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、その旨を理事長の別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### [入会金及び会費]

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### [会員の資格の喪失]

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納し、相当の期間を定めて催促してもこれに応じず納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

#### [退会]

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

#### [除名]

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決を経てこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款または規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、その目的を害し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

#### [抛出金品の不返還]

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

### 第4章 役員及び職員

#### [種別及び定数]

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上12人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以内の副理事長を置く。また1名を専務理事とすることができる。

#### [選任等]

第14条 理事は、理事会において選任し、監事は総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

#### [職務]

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

#### [任期等]

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### [欠員補充]

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

[解任]

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

[報酬等]

第 19 条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第5章 総会

[種別]

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

[構成]

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

[権能]

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 監事の選任及び役員解任
- (6) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

[開催]

第 23 条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数5分の1以上から、会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

#### [招集]

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに発して通知しなければならない。

#### [議長]

第25条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

#### [定足数]

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

#### [議決]

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の4分の3以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

#### [表決権等]

第28条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第26条、前条第2項、次条第1項第3号及び第49条の規定の適用については、出席したものとみなす。

#### [議事録]

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数〔書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあつてはその数を付記すること。〕
- (4) 議長の選任に関する事項
- (5) 審議事項
- (6) 議事の経過の概要及び議決の結果

(7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名・押印しなければならない。

## 第6章 理事会

[構成]

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

[権能]

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 理事の選任、理事の職務及び役員の報酬
- (5) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

[開催]

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

[招集]

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに発して通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事総数の過半数の同意をもって理事長が招集する時はこの限りではない。

[議長]

第34条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名する理事がこれに当たる。

[定足数]

第 35 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

[議決]

第 36 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した理事の過半数以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

[表決権等]

第 37 条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第 35 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとみなす。

[議事録]

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事の現在数
  - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名〔書面又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。〕
  - (4) 審議事項
  - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名・押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計等

[資産の構成]

第 39 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

[資産の管理]

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

[会計の原則]

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

[事業年度]

第 42 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

[事業計画及び予算]

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 事業計画及び活動予算の変更は理事会の議決を経て行なう。

[暫定予算]

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て予算成立までは、前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

[予算の追加及び更生]

第 45 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

[予備費の設定及び使用]

第 46 条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用する時は、理事会の議決を経なければならない。

[事業報告及び決算]

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

[臨機の措置]

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れ、その他新たな義務の負担をし、又は権利を放棄しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併



#### [定款の変更]

第 49 条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に定める事項に係る変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

#### [解散]

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由により解散する場合は、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### [残余財産の帰属]

第 51 条 この法人が解散[合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。]したとき残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

#### [合併]

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

### 第 9 章 公告

#### [公告の方法]

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報及びインターネットのホームページなどに掲載して行う。

### 第 10 章 事務局及び職員

#### [職員]

第 54 条 この法人に事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要事項は理事会の議決を経て理事長が別に定める。
- 3 事務局長は理事会の同意を経て理事長が任免する。
- 4 職員の任免は理事長が行なう。
- 5 事務局長ほか職員は理事との重任を妨げない。

## 第 11 章 雑則

### [施行細則]

第 55 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

### 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 藤原 由紀

副理事長 岡本 常司

副理事長 前原 貴弥

専務理事 西海 恵子

理事 池田 貴士

同 今中 理絵

同 佐藤 圭一郎

同 住友 啓資

同 武田 隼

同 西尾 征剛

同 藤本 良恵

同 渡邊 眞一

監事 勝山 秀明

同 寺井 広

3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成 25 年 3 月 31 日以降、3 ヶ月以内に開催される最初の総会までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員[個人又は団体]

入会金 0円  
年会費 5000円

(2) 賛助会員[個人又は団体]

入会金 0円  
年会費 一口 3000円

(3) 学生会員[個人]

入会金 0円  
年会費 1000円